

事務事業評価シート

計画対象年度	平成29年度								
事務事業名	医療福祉事業（市単独事業）（政策）						事業類型	補助事業	
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	市医療福祉費支給に関する条例 県医療福祉対策要綱 ほか
			03	01	05	04	政策経費		
総合計画体系	4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり						総合計画対象	対象	
	(1) 健康づくりの推進						市民協働	行政主体	
	2 医療保険制度						担当課係等	国保年金課	
④医療福祉制度の充実								医療年金担当	
事業期間	継続（ 年度～ ）								

現状把握の部 (D0)

【目的】 妊産婦、小児、ひとり親（母子、父子）の各マル福において県制度の対象外となる医療費及び外来自己負担の助成を行い、適切な医療受診機会の確保並びに負担軽減を図る。	【関連事業】 医療福祉事業
【期待される効果】 受給者の医療費の負担軽減を図り受診を容易にし健康の保持増進を図るとともに、子育て世代の負担軽減を図る。	【対象者】 妊産婦、小児（小学校3年生以下、中学生外来分）、ひとり親家庭（母子、父子）
【全体概要】 茨城県医療福祉制度の対象外となる妊産婦及び中学生の外来分に対する医療費の一部負担金の助成を行うと伴に妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子の外来自己負担金について助成を行い、必要な医療を容易に受けられるようにする。	【特記事項】 特記事項無し。
【平成28年度 事業内容】 ○県制度の対象外となる医療費の助成 ・妊産婦及び中学生の外来分に対する医療費の一部負担金の助成 ○妊産婦、小児（小学3年生以下及びひとり親家庭世帯の小学4～6年生）及びひとり親（母子、父子）家庭の外来自己負担金に対する助成	【平成29年度 事業内容】 ○県制度の対象外となる医療費の助成 ・妊産婦及び中学生の外来分に対する医療費の一部負担金の助成 ○妊産婦、小児（小学3年生以下及びひとり親家庭世帯の小学4～6年生）及びひとり親（母子、父子）家庭の外来自己負担金に対する助成
【平成30年度 事業内容】 ○県制度の対象外となる医療費の助成 ・妊産婦及び中学生の外来分に対する医療費の一部負担金の助成 ○妊産婦、小児（小学3年生以下及びひとり親家庭世帯の小学4～6年生）及びひとり親（母子、父子）家庭の外来自己負担金に対する助成	

■事業費

		H28年度	H29年度	H30年度					
財源	国庫支出金	0	0	0					
	県支出金	0	0	0					
	自主財源	40,030	42,609	45,398					
	歳入計（千円）	40,030	42,609	45,398					
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）					
	04 共済費	234	460	692					
	07 貸金	1,673	2,906	4,681					
	11 需用費	0	0	46					
	12 役務費	457	498	520					
	13 委託料	56	67	59					
	20 扶助費	37,610	38,678	39,400					
歳出計（千円）（A）	40,030	42,609	45,398						
（参考）	当初予算額	39,307	当初予算額	44,853	伸び率(%)	決	6.54	予	1.21
職員人工数	0.62	0.62	0.61						
職員人件費（B）	4,879	4,776	4,763						
総事業費（A）＋（B）	44,909	47,385	50,161						

■指標

種類	指標名	単位		H28年度	H29年度	H30年度
活動 指標	医療福祉制度の周知	回	目標	2.00	2.00	2.00
	広報誌等を活用し制度の周知を図る		実績	2.00	2.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	外来自己負担金助成額	千円	目標	25,000.00	25,000.00	25,000.00
	医療機関等受診時に被保険者個人が支払う外来自己負担（600円）の助成		実績	25,382.00	24,891.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

評価の部（SEE）

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 事業の目的が当市の政策体系に結びつくか。	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 市第2次総合計画第3章基本目標4-1-2-④において「医療福祉制度の充実」として掲げており、今後も推進すべき事業である。
	②行政関与の妥当性 この事業を市が行う理由は。税金を投入して事業を行うことが妥当か。	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 小児（乳幼児）、妊産婦等が必要な医療を容易に受けられるようにすることにより、子育て世代の負担軽減を図るなど、少子化対策の一端を担う事業である。
有効性 評価	③成果の向上余地 成果を向上させる余地があるか。成果が上らない理由はあるか。	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 県の医療福祉対策要綱等により県内全市町村で実施されており、当市を始め各自治体においても県制度枠以上の事業が展開されており、近隣自治体の状況からも制度の見直しの余地がある。
	④廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合の市民への影響の有無とその内容は。	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない 【理由】 医療費の自己負担が増加する。また、県内全自治体で実施されていることから、同じ医療機関を受診した際など、個々の負担等において他自治体との制度の違いから公平感などが損なわれる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合ができるか。類似事業との連携を図ることにより成果が期待できるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる 【理由】 医療費、外来自己負担の助成という観点から、他の事業との統合は難しい。業務については、受給資格の認定や助成費の支出など他の業務との連携が無いと成り立たない業務である。
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 成果を低下させずにコストを削減できるか。 (仕様や工法の適正化、市民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある 【理由】 県制度の拡充が見込まれることから受給対象者の増加に伴い事業費、人件費ともに削減は難しい。
公平性 評価	⑦受益と負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか。 公平・公正になっているか。	<input type="checkbox"/> 公平・公正である <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 医療福祉制度においては、各資格においてそれぞれの所得制限を設けていることから、一定以上の所得を有する者は受給資格がないため、医療福祉制度を利用できない。

今後の改善方策や方向性

改善 方策 ・ 方向 性	上記評価を踏まえた今後の事業の改善方策・方向性を記入	医療福祉制度は各自治体において所得制限の撤廃、外来自己負担の助成、対象年齢の拡充など県制度枠組みより拡充し事業が行われているため、近隣自治体との制度の比較評価がされやすい。近隣市町村及び県内の状況、財政状況を踏まえ制度の拡充などの検討が必要である。
1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方法性（改革・改善策）） 記入者：君山 悟 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 県医療福祉対策要綱等が改正され、平成30年10月より、小児医療福祉費において、高校生世代の入院が対象となる見込みであるが、今後も、制度対象範囲等について、随時検討していく。		
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方法性（改革・改善策）） 記入者：田崎 清 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
担当部長としての意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 当事業は、県要綱を基本としながら、市独自の政策も実施しており、現在求められている子育て支援等にも大きく寄与する制度であり今後も充実を図るよう検討が必要である。		

事務事業評価シート

計画対象年度	平成29年度								
事務事業名	保健衛生普及事業（政策）						事業類型	その他	
予算科目	会計	02	款	項	目	事業	要求区分 政策経費	根拠法令 国民健康保険法 市国民健康保険条例	
			06	02	01	02			
総合計画体系	4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり							総合計画対象	対象
	(1) 健康づくりの推進							市民協働	行政主体
	2 医療保険制度							担当課係等	国保年金課
②医療費の適正化と保険財政の健全化							国民健康保険担当		
事業期間	継続（年度～）								

現状把握の部（D0）

【目的】 被保険者世帯に当該世帯における医療機関等受診状況を医療費通知等によりお知らせし、健康管理意識の向上と医療費の適正化を図る。	【関連事業】 国民健康保険事業 全般
【期待される効果】 健康管理意識の向上及び医療費の適正化につながることを期待される。	【対象者】 医療費通知：医療機関等受診者 ジェネリック差額通知：差額が3ヶ月で900円以上となる受診者
【全体概要】 被保険者世帯に当該世帯における医療機関等受診状況を医療費通知等によりお知らせし、健康管理意識の向上と医療費の適正化を図る。	【特記事項】 特記事項無し。
【平成28年度 事業内容】 医療費通知を年6回及びジェネリック差額通知を年2回送付し健康管理意識の向上と医療費の適正化を図る	【平成29年度 事業内容】 医療費通知を年6回及びジェネリック差額通知を年2回送付し健康管理意識の向上と医療費の適正化を図る
【平成30年度 事業内容】 医療費通知を年6回及びジェネリック差額通知を年2回送付し健康管理意識の向上と医療費の適正化を図る	

■事業費

		H28年度	H29年度	H30年度
財源	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	自主財源	2,098	2,345	2,767
歳入計（千円）		2,098	2,345	2,767
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	11 需用費	292	239	360
	12 役務費	1,563	1,719	2,020
	13 委託料	243	387	387
歳出計（千円）（A）		2,098	2,345	2,767
（参考）		当初予算額	当初予算額	伸び率(%) 決 17.99 予 -4.22
職員人工数		0.21	0.21	0.27
職員人件費（B）		1,653	1,618	2,108
総事業費（A）＋（B）		3,751	3,963	4,875

■指標

種類	指標名	単位		H28年度	H29年度	H30年度
活動 指標	通知数	通	目標	35,000.00	33,000.00	31,000.00
	年間通知数		実績	31,631.00	30,115.00	0.00
	ジェネリック差額通知数	通	目標	1,000.00	1,200.00	1,000.00
	年間通知数		実績	1,017.00	1,002.00	0.00
成果 指標	一人あたりの医療費（保険者負担となる給付費）	円	目標	220,000.00	256,000.00	261,000.00
	被保険者一人当たりの保険給付費（退職被保険者分を除く）		実績	243,734.53	239,917.27	0.00
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用率	%	目標	70.00	73.00	74.50
	1月時実績（数量ベース）		実績	71.04	74.11	0.00

評価の部（SEE）

目的妥当性 評価	①政策体系との整合性 事業の目的が当市の政策体系に結びつくか。	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 市第2次総合計画第3章基本目標4-1-2-②において「医療費の適正化と保険財政の健全化」として掲げており、今後も推進すべき事業である。
	②行政関与の妥当性 この事業を市が行う理由は。税金を投入して事業を行うことが妥当か。	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 公費が投入されている医療費（療養給付費等）が年々増加している中で、個々の医療費の見直しを行う機会を設け、医療費の適正化を図るため重要な事業である。
有効性 評価	③成果の向上余地 成果を向上させる余地があるか。成果が上らない理由はあるか。	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 通知の内容、方法などの被保険者が分かり易く、また取り組みやすくなるような工夫が必要と考える。
	④廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合の市民への影響の有無とその内容は。	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない 【理由】 医療費が増加している現状からも医療の見直しを促す機会を設けることは個人負担の軽減はもとより医療費全体の適正化を図る上でも重要である。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合ができるか。類似事業との連携を図ることにより成果が期待できるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる 【理由】 国民健康保険事業全体として事業費の適正化を図っていく上でも特化して事業を進める必要がある。
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 成果を低下させずにコストを削減できるか。 （仕様や工法の適正化、市民の協力など）	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある 【理由】 より効果を高めるためにも、事業の見直しなど拡充の必要が考えられる。
公平性 評価	⑦受益と負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか。 公平・公正になっているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 医療費通知、差額通知などにより医療費の適正化を促すことにより国民健康保険全体の安定化に寄与する。

今後の改善方策や方向性

改善方策・方向性	上記評価を踏まえた今後の事業の改善方策・方向性を記入	医療費が増加している中、医療費の適正化や負担の軽減は必須である。各通知により個々の被保険者に医療の状況、負担の軽減の機会を促し、医療費の適正化を図ることはもとより、市民の健康増進を図るためにも内容の見直しを図りながら継続していく必要がある。
1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方法性（改革・改善策）） 記入者：君山 悟 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 平成30年度からの国保の広域化により、市が県へ納付する事業費納付金の算定にあたっては、各市町村の医療費等も勘案されるため、ジェネリック医薬品の使用促進により医療費適正化に努めたい。		
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方法性（改革・改善策）） 記入者：田崎 清 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
担当部長としての意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 各世帯に薬剤使用の状況とジェネリック医薬品との差額等を通知することにより、健康管理意識の向上と医療費の適正化を図るものであり、更なる充実と継続が必要と思われる。		